

平成21年度から実施される 個人市県民税の主な改正内容

公的年金からの

特別徴収制度の導入

今まで、納付書や口座振替で支払っていた公的年金に係る個人市県民税は、今後の高齢化の進展に伴い、公的年金受給者の納税の便宜を図るために、公的年金からの特別徴収(天引き)制度を導入します。

◆対象者

公的年金に係る個人市県民税の納税義務者のうち、4月1日現在で国民年金法に基づ



く老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方ただし、次の方は、特別徴収の対象外となります。

- ・老齢基礎年金等給付額の年額が18万円未満の方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等給付額の年額を超える方

◆対象税額

公的年金などに係る所得に對する個人市県民税の所得割額と均等割額

※特別徴収の対象となる給与所得がある方は、均等割額は給与からの特別徴収となります。

◆対象年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

◆実施時期

10月支給分から



「ふるさと納税制度」による 寄付金控除の改正

「ふるさと」とに貢献したい「ふるさとを応援したい」という納税者の思いを生



かすことができるよう、都道府県・市区町村に對する寄付金控除が抜本的に拡充されました。

◆制度の概要

都道府県・市区町村に對し、平成20年1月1日以後に行われた寄付金のうち、寄付金額の5千円を超える部分について、個人市県民税所得割のおおむね1割を上限に寄付金税額控除を受けることができます。控除は、寄付をした翌年度の個人市県民税からとなります。

ます。

◆対象者

個人市県民税(所得割)の納税義務のある方

◆寄付金控除の対象となる地方公共団体の範囲

すべての都道府県・市区町村が対象となります。

◆控除率

地方公共団体に對する寄付金のうち、5千円を超える部分について、次の①と②の合計額が個人市県民税(所得割)から控除されます。

- ①(地方公共団体に對する寄付金-5千円)×10%
- ②(地方公共団体に對する寄付金-5千円)×(90%-所得税の限界税率)

※②の額については、個人市県民税(所得割)の1割が上限となります。

※②の所得税の限界税率とは、寄付をした方に適用される所得税の税率のことです。所得に応じて5~40%となります。

◆控除対象限度額

地方公共団体に對する寄付金とそれ以外の寄付金を合わせて、総所得金額などの30%が上限となります。

昨年から引き続き
実施される
住宅借入金等
特別税額控除

住宅借入金等

特別税額控除の申告

税源移譲に伴って、平成19年分以降の所得税の住宅借入金等特別控除



に控除しきれない額が生じた場合は、平成20年度以降の個人市県民税から、所得税で控除しきれない額を控除する制度が創設されたことにより、控除の適用を受ける場合は、昨年と同様に今年も申告書の提出が必要になります。

◆対象者

・平成11年から平成18年末までに入居した方

※減額を受けよとする年の申告期限(平成21年3月16日)までに必ず申告してください。



◆住宅借入金等特別税額控除
申告書の配付

昨年、申告書を提出した方で税額控除を受けた方には、1月中旬に郵送で申告書を送付しています。

前記以外で必要な方は、税務課市民税係および各総合支所市民生活課の窓口で配付しています。

また、市ホームページからもダウンロードできますので利用ください。

◆申告書の提出先
◆申告書の提出先
◆申告書の提出先

◆申告書の提出先
◆申告書の提出先
◆申告書の提出先

平成20年分農業所得申告

農業所得申告

平成20年分農業所得は、収支計算で申告してください。農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市民税の申告をする必要があります。

良費については、賦課金が10万円当たり1万円以上の場合は、賦課金に含まれているとして認められません。

良費の必要経費として計上し、この表にない土地改良区などの賦課金は、10万円当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください。

■土地改良費控除額(10アール当たり)

地域	名称		控除額	
豊岡	中佐土地改良区	一般分	15,459円	
		特別分	13,448円	
	中郷土地改良区		12,349円	
	新田井堰土地改良区	ほ場(田)	14,860円	
		ほ場(畑)	12,130円	
	新田東部土地改良区		20,554円	
	福江土地改良区	福田工区	一般分	12,024円
	森津土地改良区	一般分	24,220円	
		特別分	18,527円	
	八幡土地改良区		34,820円	
日高	国府平野土地改良区		13,166円	
出石	室見台土地改良区		10,631円	
	中川土地改良区		20,421円	
	出石北土地改良区		13,735円	
	見性寺土地改良総合整備事業		10,018円	

※新田井堰土地改良区の経常分(一般会計分)は、領収書などで確認し、別途経費に算入してください。また、福江土地改良区の福田工区一般分には、水利費2,720円が含まれています。

減価償却費の計算方法

万円以上の土地改良区はあります。また、支払額の分かる領収書などは必ず7年間保管してください。



税制改正により、平成19年4月1日以降に取得した農業・営業・不動産所得などに関する減価償却資産は、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却することができるようになっています。



また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産も、償却可能限度額に達した翌年から「残存簿価1円」になるまで5年間の均等償却ができるようになります。市ホームページで、農業所得の収支計算を手助けする「農業所得収支計算ソフト」を添付しますので利用ください。